

川西市告示第123号

下記書類について、送達を受けるべき者の住所、居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び、川西市税条例（昭和30年川西市条例第7号）第18条の規定により、その旨を公示する。

なお、下記書類は、川西市総務部市税収納課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年12月4日

川西市長 越田謙治郎

記

送達を受けるべき者の氏名

橋本産商株式会社

送達する書類の名称

参加差押解除通知書